第三十七条第二号中「及び」を「並びに食品表示基準及び飲食料品以外の」に、「(農林物資の品質に関する表示」を「(これら」に改める。

第八十六条第二項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十九号

社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十七年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○総務省令第十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月六日

総務大臣　山本　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「地域活性化・効果実感臨時交付金」を「地域活性化・効果実感臨時交付金　地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年度に取得した財産からこれを適用する。

○財務省令第六号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第八条の規定に基づき、財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月六日

財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令

財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7　森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）附則第八条第一項の規定により、森林保険特別会計の積立金に属する現金を独立行政法人森林総合研究所に承継するため、当該積立金に属する預託金の払戻しを受けようとする場合における第十一条第一項の適用については、同項の表中「何年度、何省所管何会計、歳入」、「何年度、何会計、歳入外、損失補てん（積立金に属する現金を支払元受高に繰替使用する場合にあつては、「繰替」とする。）」又は「何資金、繰替（積立金に属する現金を資金に繰替使用する場合に限る。）」とあるのは「何年度、何会計、歳入外、積立金」とする。

附則第八項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。